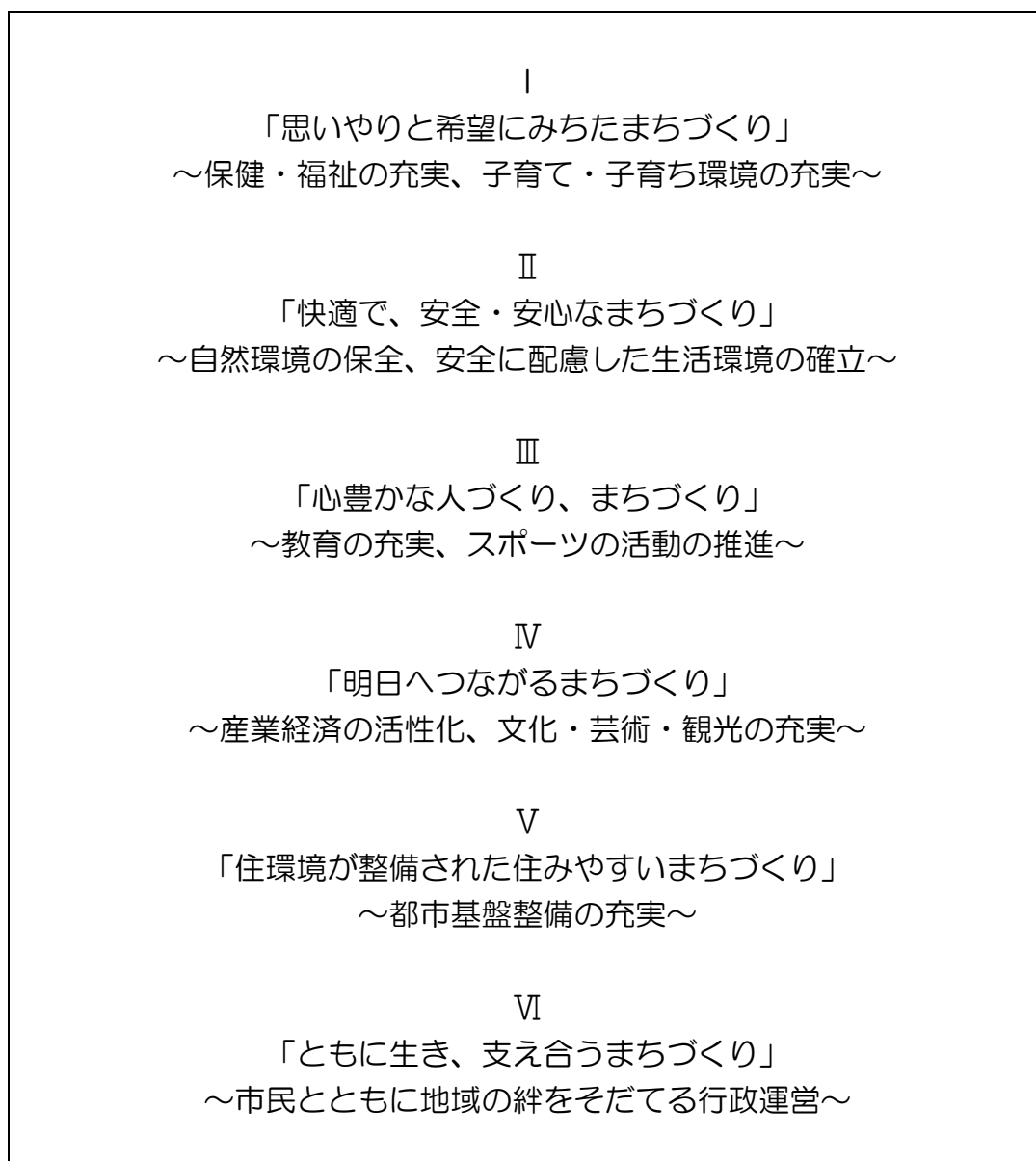


第4次佐倉市総合計画 前期基本計画

平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）

1 分野別計画

(1) 体系図



(2) 全体体系図

第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします
9. 障害がある人も、その人らしく暮らせるまちにします
10. 地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします

第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

1. 自然環境が保全されたまちにします
2. 地球環境に配慮したまちにします
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします
4. 消防・救急体制が充実したまちにします
5. 防災体制が整備されたまちにします
6. 安全に暮らせるまちにします
7. 市民が気軽に相談できるまちにします

第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

1. 市民が教育の主役になるまちにします
2. 佐倉学を推進します
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします
5. 教育環境の整備を行います
6. 確かな学力が向上するまちにします
7. 心の教育が充実したまちにします
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします
9. 健康教育を推進するまちにします
10. スポーツが日常化したまちにします

第4章 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

1. 力強い農業ができるまちにします
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします
3. 商店街が元気なまちにします
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします
5. 企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します
6. 雇用が安定したまちにします
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします
8. 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします

第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします
2. 住環境が良好なまちにします
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします
4. 安定した水の供給を行います
5. 生活環境の改善を推進するまちにします
6. 花とみどりのまちにします
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします

第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします
4. あらゆる場への男女平等参画推進のまちにします
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします
6. 国際化推進のまちにします
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、
自らの意見を市政に反映することができるまちにします
8. 適正な行政運営の確立に努めます
9. 健全な財政運営を進めます
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます

|
「思いやりと希望にみちたまちづくり」
～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

●第1章体系図

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします
【地域福祉】
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします
【健康づくり】
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします
【健やか親子】
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
【子育て】
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします
【子どもの安全な暮らし】
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
【地域ぐるみの子育て】
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします
【高齢者の安心な暮らし】
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします
【高齢者のいきがい】
9. 障害がある人も、その人らしく暮らせるまちにします
【障害者福祉】
10. 地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします
【地域医療の充実】
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします
【介護サービス】
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします
【国民健康保険、高齢者医療】
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします
【生活困窮者救済】

【地域福祉】

基本施策1

地域福祉活動が盛んなまちにします。

●現状と課題

福祉ニーズに対応する支援体制の拡充

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会における福祉ニーズが高まっています。このような状況に対応するため、市の相談窓口の拡充とともに、保健、医療、福祉サービスの提供環境を強化していく必要があります。

地域福祉推進体制の拡充

だれもが住み慣れた場所で、自分らしく、幸せに暮らし続けるためには、地域のすべての人々で支え合い、助けを求めている人が適切にサービスを受ける体制づくりが必要です。そのため、市民による自主的な福祉活動への取り組みを支援するとともに、組織や人材の育成を図り、地域福祉の推進体制を拡充していく必要があります。

●基本方針

だれもが住み慣れた場所で、自分らしい生活を維持していくことができるよう、地域支援団体などによる地域の福祉活動が充実するよう、各種の支援を実施します。また、各種福祉サービスに対する住民ニーズは、多種多様化していることから、各種福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題解決に向けたさらなる連携体制の強化を推進します。

●施策

施策内容	
わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます	多様化している福祉に関する相談窓口についての相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進します。
だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます	社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 法人及びボランティアなどをはじめ、市民による自主的な福祉活動を支援し、地域の人々の福祉活動への参加を促進します。また、市民だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる地域福祉コミュニティづくりを推進します。

【健康づくり】

基本施策2

市民の健康づくりを支えるまちにします。

●現状と課題

地域での健康づくりの重要性

健康づくりを推進するためには、市民自らが「自分の健康は自らづくり・守る」ことを心がけることが重要です。行政が保健事業を提供することに加え、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自分自身で行動し、地域の中で支えあい、励ましあって取り組んでいくことが必要です。

生活習慣（食習慣、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒、口腔衛生など）の改善

平均寿命が延びている反面、生活習慣病で亡くなる方が約6割を占めています。生活習慣病は、日々の生活習慣の積み重ねが関係していることから、その改善により予防や発症を遅らせることができます。そのため、生涯を通じた健康診査やきめ細かな保健指導が求められています。

健診（検診）受診率や予防接種率の向上に向けた普及啓発の強化

病気の予防、早期発見、重症化防止に資する各種がん検診及び予防接種などの機会を確保するとともに、これらが健康の保持に欠かせないものであることについて周知していく必要があります。

●基本方針

特定検診、各種がん検診、予防接種、保健指導などの保健事業の充実を図るとともに、地域でのリーダーの育成に努めつつ、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援することで、地域での健康づくり活動を推進します。

●施策

施策内容	
市民とともに地域の健康づくりを推進します。	市民自らが健康づくりを推進できるように、人材の育成及び地域での健康づくり活動の支援をします。
生活習慣病の予防を推進します。	特定健診や保健指導により生活習慣病の予防を推進します。
がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます。	各種がん検診、予防接種などの保健事業を充実させるとともに、正しい知識の普及啓発をはかり、疾病の予防、早期発見、重症化の防止などを推進します。

【健やか親子】

基本施策3

健やかな親子づくりに取り組むまちにします。

●現状と課題

妊娠・出産、乳幼児期を通じた母子の健康の確保

妊娠・出産・乳幼児期を通じ、母子の健康が確保されるよう健康診査や保健指導の体制を充実する必要があります。また、核家族化の進展により、子育ての孤立化、育児不安、子供への虐待などの問題が深刻化しています。妊娠・出産・育児の各時期を通じ、子育てに前向きに取り組めるよう支援をする必要があります。

小児の感染症の予防

小児の感染症のまん延を防ぎ、重症化する子どもを少しでも減らしていくよう、感染症に対する正しい知識の普及と定期的予防接種率向上に努めることが必要です。

●基本方針

妊娠・出産・育児の各期に応じた情報の提供、健康診査、個別相談などの母子保健事業を通じ、母子の健康の保持・増進と乳幼児の健全育成を進めます。あわせて予防接種の充実と感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、小児の健康を守り健やかな成長を支えます。

●施策

施策内容	
妊娠・出産・育児の各期に応じ母子の健康保持に必要な支援を行います	妊娠、出産、育児の各期に応じ、健康診査、相談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支援を行います。
乳幼児・小児の感染症予防を進めます	予防接種事業の充実を図るとともに、感染症に関する情報提供、正しい予防知識の普及啓発などに努め、感染症の予防、罹患した場合の重症化防止を図り、乳幼児の健康を守ります。

【子育て】

基本施策4

安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします。

●現状と課題

待機児童の増加

女性の就業率の高まりに伴い、保育園の入園率が高まり、保育園には入れない待機児童が発生しています。

保育ニーズの多様化

就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化し、延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育サービスが求められています。

学童保育所の整備・拡充

入所児童数が過密となっている施設と、入所児童数が数名の施設が発生しています。また、全ての施設における6年生までの利用受け入れや、長期休暇中のみでも利用できる体制整備の要望があります。

子育てに係る経済的支援の推進

子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、保育料の適正化や子どもの手当の支給、乳幼児・子どもの医療費助成など、経済的な支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭などへの支援体制の充実

ひとり親家庭などが増加する中、経済・雇用状況など、ひとり親を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。相談体制を充実するとともに、経済的支援、子育て及び日常生活支援、就労支援が総合的に行われることが求められています。

●基本方針

待機児童ゼロの推進など保育サービスの量的な充足を目指すとともに、保護者の就労形態の多様化に対応し、利用者の立場に立った保育サービスの拡充を進めます。

また、学童保育のサービス内容などについて、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れなどについて、検討します。

中学校終了前までの子どもを持つ世帯に対し、子ども手当を支給します。また、児童の健全育成及び保健対策の充実を図るため、子どもに係る医療費に対する助成（通院は小学校3年生まで、入院は小学校6年生までを対象）を行い、保護者に対する経済的支援を推進します。

ひとり親家庭などへの支援体制については、ひとり親家庭自立支援員の配置、児童扶養手当の支給、医療費の助成、自立支援費の支給及び入学・就職時の祝金の支給などにより、生活の安定と自立支援の充実を図ります。

●施策

施策内容	
保育サービスの拡充を図ります	<p>保育園の受け入れ枠の拡大などにより、待機児童ゼロを目指します。また、保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実、一時預かりの拡充、病児・病後児保育（※）など、保育サービスの多様化・拡充について検討します。併せて、民間保育施設の運営及び施設整備への支援について、国・県の施策を踏まえて手法の検討を行います。</p> <p>※病児病後児保育：保育園の通園中の児童が病気やその回復期にあり、集団保育の困難な期間、保育園や病院の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業</p>
放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります	<p>学童保育のサービス内容などを再検討し、改善を図ります。また、未整備小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れについて検討します。また、児童インストラクターの人材の確保と資質の向上に努めます。</p>
子育てに係る経済的負担の軽減に努めます	<p>少子化の要因の一つとして、子育てに係る経済的負担があげられています。子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、適切な支援をしていきます。</p>
ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります	<p>近年、ひとり親世帯が増加してきており、その保護者の多くは、生活・就労・養育などの問題を抱えています。このことから、ひとり親家庭を支援するため、必要な相談・援助体制の充実を図ります。</p>

【子どもの安全な暮らし】

基本施策5

子どもが安全に暮らせるまちにします。

●現状と課題

児童虐待の防止

児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあります。児童虐待の防止に向け、継続した市民への意識の啓発、関係機関とのネットワーク体制の強化、相談体制の充実が必要です。

●基本方針

家庭や関係機関からの相談・虐待通告に応じた必要な調査・指導を行うとともに、住民に身近な様々な機関のサービスやネットワークを活用し、児童虐待防止、早期発見、早期対応、支援まできめ細かな対応を行えるよう努めます。また、市民への普及啓発活動や研修機会の確保などにより、虐待防止の理解をさらに深め、虐待の未然防止や早期発見に努めます。

●施策

施策内容	
児童虐待防止対策を進めます	子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、時には命を奪うこともあります。虐待防止に向け、関係機関とのネットワークをさらに強化し、未然防止や早期発見、情報の共有化に努め、児童や家庭への支援を充実します。また、児童虐待防止の啓発活動を推進します。

【地域ぐるみ子育て】

基本施策6

地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします。

●現状と課題

地域社会における子育て機能や意識の希薄化

少子化や核家族化が進むにつれ、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。

育児不安を解消できない保護者の増加

核家族化の進行、地域社会の交流の希薄化などにより、子育てに関して誰にも相談できず、育児不安を抱え、孤立感を覚える保護者が増えています。

相談内容の複雑・多様化

近年、子育てに関する相談の内容が複雑、多様化してきています。

●基本方針

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域における子育ての協力が不可欠です。

子育てにかかわる市民活動などの奨励や、育児に係る相談、情報提供、交流の場づくりを通して、地域における子育て協力体制づくりを推進し、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りやすく、わかりやすい情報の提供に努めます。

●施策

施策内容	
地域における子育て協力体制を整備します	さまざまな機会・手段を通して、社会全体で子育てをしていく意識を啓発します。また、市民、NPO、ボランティアなどが協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業により、地域における子育ての相互援助を支援します。
子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います	子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、気軽に親子が交流できる場づくりや、必要な情報の提供を行います。

【高齢者が安心なまち】

基本施策7

高齢者が安心して暮らせるまちにします。

●現状と課題

在宅福祉サービスの維持・充実

高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。また、介護保険に該当しない在宅サービスを維持・充実する必要があります。

福祉施設の整備・拡充

特別養護老人ホームや介護施設などの入所待機者が増加しており、施設の整備や拡充が求められています。また、施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの維持向上を図っていく必要があります。

保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化

介護サービスや介護予防事業など市の高齢者福祉事業への市民の認知度が低い状況です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。

認知症に関する知識の普及と支援体制の強化

認知症の予防や早期発見による治療のため、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。

介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。

●基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化します。また、高齢化の急速な進展に伴う高齢者福祉のニーズ拡大に対応するため、高齢者自身を含むすべての市民が福祉の担い手となって、お互いに支え合うため、福祉活動への市民参加の推進に努めます。

●施策

施策内容	
高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます	『佐倉市高齢者福祉・介護計画』に基づき、福祉施設の整備や相談体制の強化、各機関との連携を図るなど、高齢者が生活しやすい環境に努めます。また、さまざまな情報媒体を効果的に活用して高齢者の福祉・介護に関する情報提供の充実に努めます。
安心な老後を支える仕組みづくりに努めます	家庭や地域で支援を必要としている高齢者が、適正なサービスを受けることができるよう、地域包括支援センターを中心とした連携の強化に努めます。 認知症高齢者とその家族を地域で支援する仕組みと、認知症の早期発見・治療につながる連携の構築推進に努めます。
健康でいきいきとした生活づくりに努めます	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に過ごせるように、介護予防を推進し、健康の維持増進に努めます。

【高齢者の生きがい】

基本施策8

高齢者が生きがいを感じられるまちにします。

●現状と課題

就労機会の確保

老後の生計安定と社会参加による生きがいや健康の維持・増進を図るため、高齢者の就労機会を確保する必要があります。

社会参加の促進

高齢者が地域とのつながりと生きがいを持って日々を送ることができるよう、その経験や知識を活用し社会参加を促進する必要があります。

学習活動の推進

高齢者が心に張りをもって豊かな人生を送ることができるよう、実践型学習など学習活動を推進する必要があります。

世代間交流の推進

高齢者の有する知識や経験などを伝承し、また、敬老意識の普及向上のため、世代間の交流を推進する必要があります。

●基本方針

老後の生活の安定と社会参加による生きがいの確保、健康の維持のため、高齢者の就労機会や技術習得、学習の場の確保、社会参加の機会の提供に努めます。また、世代間交流事業による敬老意識の向上に努めます。

●施策

施策内容	
高齢者が楽しく 生きがいのある 暮らしづくりに 努めます	高齢者福祉作業所における各種講座の実施や高年齢者就業援助法人への支援を行い、就労機会の拡大など高齢者の就労支援に努めます。また、社会参加活動の場である規模拡大のための環境整備と支援、敬老会などによる世代間交流の推進に努めます。

【障害者福祉】

基本施策9

障害がある人も、その人らしく暮らせるまちにします。

●現状と課題

ノーマライゼーションの理念が生きるまち

障害のある人が障害のない人と同じように地域生活を送ることが本来の望ましい姿です。このノーマライゼーションの考え方を基本としたまちづくりが必要です。

障害のある人の自立と自己決定を尊重するまち

障害のある人も、住みなれた地域社会の一員として尊重され、その人らしく自立した生活を送るためには、自分のことは自分で決め、行動できる環境づくりが必要です。

人と人とのつながりを大切にするまち

障害のある人も、その人らしく暮らせるまちの実現のためには、当事者や家族だけでなく、近隣や地域をはじめ、ボランティア、障害者関係団体、行政機関、教育機関など、多くの人たちの繋がりが重要です。

一人ひとりに応じたサービスが受けられるまち

障害の種別や障害の特性による違い以前に、人は、一人ひとりがそれぞれ異なった個性を持ち合わせています。障害をもつ人のニーズを的確に把握し、必要な施策を進めていく必要があります。

だれもが生きがいを持って暮らせるまち

人は、人と人との関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしています。障害のある人も、その人らしく暮らせるための社会環境の整備が必要です。

●基本方針

障害者への理解を深めるための啓発・広報活動やボランティア活動などの促進に努め、障害のあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会の実現を目指します。

●施策

施策内容	
障害に対する意識の啓発に努めます	障害がある人も、その人らしく暮らせるまちの実現に向けて、社会全体が障害について理解できるような啓発事業、研修などを進めてまいります。
暮らしの基盤となる支援（横断的支援）に努めます	障害のある人が、充実した日常生活を送るために、差別や偏見の排除、相談体制の強化、コミュニケーション環境の整備など、バリアフリー社会の実現に努めます。
個々の障害の特性に応じた支援（個別的支援）に努めます	障害が原因となる暮らしにくさは、障害の種別、特性、個人による違いがあります。地域生活支援事業などの推進をはじめ、教育・医療など、きめ細かな支援体制の充実、雇用の確保など、一人ひとりの障害の特性に合わせた障害福祉サービスなどに努めます。

【地域医療の充実】

基本施策 10

地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします。

●現状と課題

相互連携体制による地域医療環境の充実

少子高齢化や社会環境の変化に伴い、市民の医療に対するニーズは、多様化・高度化しています。医療機関の相互連携体制の構築や市内医療機関の場所や診療科目、救急病院などの情報提供に努め、かかりつけ医のさらなる定着を図るなどの地域医療環境の充実を図る必要があります。

地域における救急医療体制の維持

救急病院の受診者は年々増加し、救急医療の現場は疲弊してきています。市では、この疲弊する救急医療問題に関し、行政が一翼を担うことで負担を分散化させるため、地元医師会の協力のもとに休日夜間急病診療所や小児救急医療事業を運営してきました。しかし、一次医療、二次医療、三次医療といった機能が分担された救急医療を適切に受診できていない方もいることから、救急医療に関する情報を市民に啓発し、適正に利用していただくことにより、救急医療体制を維持していくことが必要です。

特定疾患の患者の支援

原因が不明で治療方法が未確立となっている特定疾患は、長期にわたり治療を要し、日常生活や社会生活に相当な制限を受けています。特に医療費が高額であるなど、患者の経済的な負担は大きなものがあり、その支援が必要となっています。

新型感染症の流行などの健康危機対応体制の充実

平成 21 年に起こった新型インフルエンザ感染症の流行は、市民生活に大きな影響を及ぼしました。今後高病原性の新型インフルエンザの発生などが危惧されています。万一このような健康危機が発生した場合において、保育所などの児童福祉施設、幼稚園や小中学校などの学校教育施設をはじめとする市の様々な行政機能を維持し、医療体制を確保するとともに、市民へ正確な情報を迅速に提供するなど、市民生活を守る対策の強化が求められています。

●基本方針

医師会、医療機関などと連携し、救急医療環境及び体制の維持・充実を図ります。また、医療情報の収集や提供に努めるとともに、感染症に対する健康危機対策を強化し、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

●施策

施策内容	
医療に関する情報の提供に努めます	市内の医療機関に関する情報の収集、市民への提供の充実を図ります。また、市民の健康・医療相談に応える体制を強化します。
救急医療体制を維持・充実します	地元医師会や市内の病院と連携し、救急医療体制の維持・充実を図ります。
特定疾患の患者の支援に努めます	治療方法の確立していない特定疾患と闘う患者に療養見舞金を支給するほか、国・県の支援体制などに関する情報提供を行い、その支援に努めます。
健康危機対策を充実します	万一高病原性の新型インフルエンザの感染拡大などの健康危機が発生した場合における、情報収集、市民への情報提供、市の行政機能の維持など危機管理の視点に立った対策の強化に努めます。

【介護サービス】

基本施策 1 1

安心して介護サービスを受けることができるまちにします。

●現状と課題

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制づくり

要介護・要支援認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行っていく必要があります。

●基本方針

介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。

●施策

施策内容	
介護を必要とする保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます	介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。

【国民健康保険、高齢者医療】

基本施策 1 2

適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします。

●現状と課題

地域住民の健康保持増進と地域医療の確保

国民健康保険制度は財政基盤の脆弱化が進み危機的な状況にあるが、制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保する必要があります。

国民健康保険財政基盤の脆弱化

保険税収納率の維持向上と医療給付の適正化対策を進め、国保財政の安定化を目指した事業などに取り組む必要があります。

特定健診などの受診率向上

特定健診及び高齢者を対象とする健康診査の受診率の向上などにより、医療費の削減、予防医療への意識啓発を進める必要があります。

●基本方針

制度の充実を図るために、適正な保険税の賦課を行うとともに、制度の周知、納税意識の啓発、滞納整理事務を充実し、収納率の向上を目指します。

●施策

施策内容	
適正に国民健康保険を運用するまちにします	国保財政の健全化、税負担の公平性、公正性の観点から、国民健康保険税の徴収率向上を図り、適切な滞納処分を実施します。
医療費の適正化に向け、予防医療の一環として特定健診、特定保健指導を実施します	メタボリックシンドロームに着目し、その発見と指導により生活習慣病を予防します。健診結果の必要度に応じて、本人に適した特定保健指導を行います。
医療費の適正化に向け、予防医療の一環として健康診査を実施します	糖尿病などの生活習慣病の早期発見、QOLの確保・介護予防を目的とし、健康診査を実施します。
高齢者医療制度の適正な運用に努めます	高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、高齢者医療制度の適正な運用に努めます。

【生活困窮者救済】

基本施策 13

生活困窮者の救済を行うまちにします。

●現状と課題

生活保護制度の適正な運用と自立の促進

生活保護については、受給者数の増加に加え、受給世帯が抱えている問題も年々複雑化してきています。制度を適正に運用し、同時に世帯の自立助長を効果的に行っていくことが必要です。

●基本方針

生活困窮者に対する相談・支援体制の充実に努めます。

●施策

施策内容	
生活困窮者に対する相談・支援体制を充実させ、救済します	関係機関との連携を強化し、生活困窮者に対する相談・支援体制の充実に努めます。また、個々の世帯の実態に応じた援助計画に基づき、計画的な訪問指導を行い、生活保護の適正な実施に努めます。

Ⅱ
「快適で安全・安心なまちづくり」
～自然環境の保全・安全に配慮した生活環境の確立～

●第2章体系図

1. 自然環境が保全されたまちにします
【自然環境の保全】
2. 地球環境に配慮したまちにします
【地球温暖化防止】
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします
【廃棄物、不法投棄対策】
4. 消防・救急体制が充実したまちにします
【消防、救急体制】
5. 防災体制が整備されたまちにします
【防災体制の整備】
6. 安全に暮らせるまちにします
【防犯、交通安全】
7. 市民が気軽に相談できるまちにします
【消費者、法律相談】

【自然環境】

基本施策 1

自然環境が保全されたまちにします。

●現状と課題

佐倉の自然環境の保全

本市における自然環境は、手つかずの自然ではなく、古くから人の営みと隣り合わせで身近に存在してきたものです。

本市の自然環境は、自然の象徴的な存在である印旛沼と、地域に特徴的な谷津環境、それらをめぐる水系の保全を図るとともに、多くの関係機関との連携を図っていくことが必要です。

自然環境に対する市民意識の高揚

自然環境を保全していくためには、行政の活動だけでなく、市民にとって、自分たちの生活、活動と環境との関係に対する理解を深め、広げていくことで、社会全体での自然環境保全につながっていくことが期待されます。

汚染の未然の防止

かつての産業型公害は、技術革新や法令の整備などにより減少していますが、いったん汚染されたものを回復するためには多大な費用と時間を要することになるため、未然の防止が重要となります。

●基本方針

谷津環境やビオトープなど、多様な生物の生息環境が保たれた場所を保全するとともに、そのような地域の自然環境に対する市民の理解を広め、市民による活動・行動につなげていけるような取り組みを進めていきます。

また、大気、水質などの監視を継続的に行っていくことで、汚染の未然防止に努め、関係機関との連携、協力のもとに、速やかな発生源の特定、改善への指導や対策を進めていきます。

●施策

施策内容	
印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります	多様な生物の生息環境が保たれたビオトープなどの自然環境施設を保全し、国や県などの関係機関との連携を図っていきます。
地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります	地域の自然環境に関する意識の啓発や学習機会などを提供していくことで、市民・事業者・行政など、本市全体における環境への認識、理解の普及を図ります。
公害の防止、汚染の回復を図ります	大気、水質などの環境を監視するとともに、関係機関と連携しながら規制や指導を行うことで公害の未然の防止を図り、状況に応じて、拡散防止策や浄化対策も行います。

【地球環境】

基本施策2

地球環境に配慮したまちにします。

●現状と課題

地球環境問題の深刻化と地域・市民レベルでの取り組み

京都議定書に基づき、2008年から2012年の5年間に、温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することが義務付けられており、さらに2013年以降の地球温暖化対策の中期目標などが国際的に検討されています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務及び事業に関する温室効果ガスの削減に関する取り組みを進めるとともに、市民・事業者との協働による取り組みを図っていく必要があります。

●基本方針

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、啓発活動などによって市民一人ひとりの行動に結び付けていくとともに、市役所が市内の一事業者として本市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

●施策

施策内容	
市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図ります	市民一人ひとりが実践できる行動や、事業者による省エネルギー活動などの取り組みに対する啓発、支援活動を行います。
市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減を図ります	(仮称)佐倉市地球温暖化防止実行計画を策定し、市役所が市内の一事業者として、自らの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減を図ります。

【生活環境】

基本施策3

快適な生活環境が保たれたまちにします。

●現状と課題

循環型社会の構築

高度経済成長期に定着した大量生産・大量消費・大量廃棄の生活・産業形態からの変革が求められる中で、生産・流通・消費の各段階における廃棄物処理体制を整える必要があります。

また、ごみの減量化・再資源化を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協力して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することが必要です。

不法投棄の撲滅

佐倉市は地理的条件から不法投棄が行われやすい環境にあると考えられ、不法投棄の形態は変化しつつも、依然として続いている状況にあります。

不法投棄については、事後的な対処には多くの費用がかかるため、未然の防止を図っていくことが必要です。

地域における意識向上

指定区域における喫煙、ポイ捨てや空き地の雑草によるトラブル、公衆トイレがたびたび壊されるなど、公共の場を快適に保つための意識の向上、啓発が必要となっています。

●基本方針

一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進し、また、不法投棄の防止と地域における環境美化活動の支援、公共の場における意識向上など、市民の生活環境を快適に保つ取り組みを行っていきます。

●施策

施策内容	
計画的な一般廃棄物処理を行います	一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画的な一般廃棄物の収集、処理を行います。
ごみの減量化を図ります	資源回収団体活動の支援や生ゴミ処理機の普及などごみの減量化・再資源化を推進するための支援や啓発を行います。
不法投棄の防止を図ります	不法投棄防止の監視、指導の強化や地域の環境美化活動を支援します。
日常の生活環境の保全を図ります	指定区域での喫煙、ポイ捨て禁止などの啓発活動や公衆トイレの維持管理などを通じて、清潔な環境を保つ取り組みを行います。

【消防・救急】

基本施策4

消防・救急体制が充実したまちにします。

●現状と課題

防火意識の高揚

火災の被害を最小限に防ぐためには、初期消火などの防火知識・意識の普及を図っていく必要があります。

また、住宅用火災警報器の設置の義務化以降も設置率は低い状況であり、引き続き設置に向けた啓発を図っていく必要があります。

地域の消防力の強化

地域住民によって組織される消防団は、火災を含めた災害時の支援や、防火知識・意識の普及啓発に大きな役割を担っていますが、近年は団員数が定員に満たず、その確保が年々厳しくなっている状況です。

また、消防水利の不足している地域には防火水槽及び消火栓の新設を行っていますが、国の基準から見ると佐倉市消防水利は約400基の不足となっています。

●基本方針

消防団員や資機材の確保及び消防団の活動支援を行うとともに、市民の防火意識の普及を図り、地域における消防力の充実を図ります。

また、常備消防については、八街市、酒々井町との共同による佐倉市・八街市・酒々井町消防組合において、消防救急体制の整備を図ります。

●施策

施策内容	
地域における消防力の充実を図ります	消火活動のための資機材や団員の確保、啓発運動の支援とともに、団員の能力向上のための訓練などを行い、また、消防団と消防組合、地域住民との連携が図れるような体制の整備を図ります。
消防・救急体制の整備を図ります	佐倉市・八街市・酒々井町消防組合による消防・救急体制を整備します。また、消防水利の確保及び公共施設にAEDを整備します。

【防災体制】

基本施策5

防災体制が整備されたまちにします

●現状と課題

地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要であります。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

●基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。

●施策

施策内容	
防災に関する知識・意識の普及を図ります	防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。
地域における災害への備えを支援します	災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。
災害に備えた体制を整備します	防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。 災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。

【防犯・交通安全】

基本施策6

安全に暮らせるまちにします

●現状と課題

治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動

近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が多発しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識とともに、地域での自主的な防犯活動が広がりつつあり、市や関係機関との連携を図っていく必要があります。

交通事故件数と内容の変化

佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

●基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。

また、佐倉市交通安全計画に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します。

●施策

施策内容	
犯罪の防止を図ります	警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。
交通安全対策を推進します	交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

【消費生活・相談】

基本施策7

市民が気軽に相談できるまちにします

●現状と課題

市民生活における様々な環境の複雑化

少子高齢化や高度情報化、国際化の進展などに伴い、私たちは以前にも増して多様なトラブルに巻き込まれる可能性が高くなっています。

市民が安心して日常生活を営むことができるよう、消費生活から法律、人権などの様々な問題に対応し、問題解決への糸口となりうる相談体制が求められています。

●基本方針

様々な問題へ対応できる相談体制を整えるため、弁護士や消費生活専門相談員などの専門家から、問題解決に向けた適切なアドバイスを受けられる体制を整備し、また、そうした問題に巻き込まれないようにしていくための啓発活動を推進します。

●施策

施策内容	
安心な消費生活を送れるように努めます	消費者問題についての知識の普及・啓発を通じて、多様なトラブルに巻き込まれない自立した消費者の育成を図るとともに、消費生活センターにおける消費生活相談を推進します。
法律相談などがしやすい環境整備に努めます	法律・人権・行政など、日常生活で起こる様々な問題に対し、市民相談の窓口を整備します。

Ⅲ
「心豊かな人づくり、まちづくり」
～教育の充実、スポーツ活動の推進～

●第3章体系図

1. 市民が教育の主役になるまちにします
【教育の主役】
2. 佐倉学を推進します
【佐倉学】
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします
【生涯学習】
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします
【青少年育成】
5. 教育環境の整備を行います
【学校環境】
6. 確かな学力が向上するまちにします
【学力向上】
7. 心の教育が充実したまちにします
【心の教育】
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします
【地域のなかの学校】
9. 健康教育を推進するまちにします
【健康教育】
10. スポーツが日常化したまちにします
【スポーツ】

【教育の役割】

基本施策1

市民が教育の役割になるまちにします

●現状と課題

“佐倉の教育”への市民参加の促進

これからの佐倉の教育に市民の参加・参画は欠かせません。市民が明日の佐倉の教育について考える機会や行動できる場の提供、情報の提供を一層進め、市民が主体的に佐倉の教育に参加・参画できる機会を提供する必要があります。

市民文化祭の実施及び芸術文化活動に対する共催などの支援

市民文化祭を開催して、日頃の芸術文化活動の発表の場の提供と、その成果を市民が直接触れることができる機会を確保し、また、市民文化祭以外の芸術文化活動の行事に対する共催などの支援を行い、全市的な文化振興の進展に取り組む必要があります。

●基本方針

本市は中・長期の教育指針である『佐倉教育ビジョン』にもとづき、基本理念や基本理念のめざすべき佐倉市民像を達成するために、市民参加をはじめとする各種教育施策を実施していきます。

平成17年度に11月16日を「佐倉市教育の日」として設定しましたが、その前後の期間に「佐倉市教育の日」関連行事として各種教育に関する行事を開催し、教育について関心を持って考える機会を提供していきます。また、教育懇話会や市民文化祭、市民学習発表会など、市民が広く参加できる事業を展開していきます。

●施策

施策内容	
教育に市民が参加します	市民と教育に関する意見交換などを行い、教育に対する市民の関心を高めるとともに、今後の教育施策の推進を図ります。
市民とともに教育と文化を育みます	11月16日の「佐倉市教育の日」を中心として、教育関連行事を開催するとともに、「佐倉市教育の日」の周知に努めます。

【佐倉学】

基本施策2

佐倉学を推進します

●現状と課題

佐倉学の推進

佐倉の自然、歴史、文化、ゆかりの人物を学び、将来に活かすことが佐倉学です。学校教育と社会教育が一体となってこれを推進することにより、佐倉に伝統として息づく「好学進取の気風と品格のある人材」の育成を目指しています。

地域への愛着を深め、郷土に対する誇りが生まれる、社会の発展に貢献する人材が育つ、心が豊かになり、品格と規範意識が育つことのために、佐倉の特性を活かした佐倉学を推進していく必要があります。

地域教材を活用した学習の支援

図書館は地域を支える知の情報拠点となっています。そこで、佐倉学が定着し、息づいたまちにするためには、地域に関する資料を収集・整理し、その利用に供することなどにより学習の支援を充実していく必要があります。

●基本方針

郷土佐倉に対する誇りや愛着を育むことを目的とする「佐倉学」を普及、定着させます。

学校教育では各小中学校の教育課程に佐倉学を位置づけ、主に社会科や総合的な学習の時間の中で佐倉を学ぶ学習を展開していきます。また、社会教育では、地域に関する資料を収集し、地域に関する学習資料として活用します。さらに、公民館での佐倉学講座、図書館での推薦図書リストの紹介や関係図書コーナーの設置など、佐倉学と連携した関連事業を実施します。

●施策

施策内容	
佐倉学を推進します	新しい地域文化を創るため、身近な教育資源を教材とする佐倉学関連事業を、各担当課や公民館・図書館などで連携して実施します。
地域教材を活用した学習を推進します	郷土に対する愛着を深めるため、佐倉の自然・歴史などの地域の教材を活用した学習を支援します。

【生涯学習】

基本施策3

生涯学習による地域活動が盛んなまちにします

●現状と課題

生涯学習の環境整備

公民館・図書館などの社会教育施設は、地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として機能しています。そこで、いつでもどこでも学習できるように、施設の維持管理と整備を計画的に進め、利便性を高めていく必要があります。また、多様化する市民ニーズに対応するため、職員の資質向上が求められています。

社会教育事業の推進

市民の文化力・教育力を向上するために、公民館・図書館などで社会教育事業を円滑かつ継続的していくことが必要となっています。また、市民の趣味、教養、健康など自己の才能を磨く生きがいづくりの学習を支援するためには、生涯学習に関する情報提供を充実していく必要があります。

地域活動の担い手づくり

居住地域に帰属し、自ら地域を形成していこうとする気概と行動について、その意識を高めていく必要があります。また、近隣の人との関係の希薄化が進んでいるため、都市化の生活環境を改善していく必要もあります。そして、地域を活性化するためには、知の創造・継承・発展に貢献できる専門知識・技術を保持する地域の人材が、積極的に地域活動に参画できる基盤を整備していくことも必要となっています。

●基本方針

公民館・図書館など社会教育施設の整備を総合的・計画的に進め、市民の生涯学習活動の場として提供します。また、生涯学習イベントなどに関する情報提供の充実や公民館などの社会教育機能を拡充します。地域活動の担い手づくりとして、コミュニティカレッジ、地域学びあい講座、地域出前講座の開設による、意識の高揚を図ります。

●施策

施策内容	
生涯学習の環境を整備します	市民の多様な学習ニーズに対応するため、社会教育施設の維持管理・運営や環境整備などの充実を図るとともに、生涯学習活動の場として施設を提供します。
公民館・図書館などで社会教育事業を推進します	公民館・図書館などで社会教育事業の推進を図るとともに、各種講座、学習などに関する情報誌の発行や、ホームページによる情報発信を行い、生涯学習に対する関心、参画意識を高めます。

【青少年育成】

基本施策4

家庭・地域と共に青少年を育むまちにします

●現状と課題

青少年を取り巻く環境

青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進展のほか、インターネットの普及による情報化が進んでいます。また、最近では、景気の低迷により若年層の雇用状況が悪化しています。これらを背景に、国は平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、社会全体で若者を支える仕組み作りに取り組み、地方公共団体もその役割が求められています。

家庭の教育力の低下

家庭教育は、すべての教育の原点であり、次代を担う子どもたちの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。女性の社会進出や核家族化など社会構造の変化から、家庭の教育力が低下してきているとの指摘もあり、子育てをするすべての人の不安感や負担感、孤立感を取り除き、子育ての喜びや楽しさを感じられるよう、家庭教育を支援していきます。

青少年の規範意識や社会参加意識の低下

青少年の実態として、規範意識が低い、対人関係能力が乏しい、社会への積極的な参加意識が低いことなどが指摘されています。そのため、他人を尊重することの大切さ、個人としての権利とそれに伴う責任、正しい行い、人種・文化の多様性の価値など、青少年が身に付けるべき社会的スキルを学ぶ機会の提供（シティズンシップ教育）の推進が求められています。そこで、社会の一員として積極的参加と責任を果たす青少年の育成のための施策を推進していきます。

●基本方針

地域の子どもたちの成長を支援するため、学校・家庭・地域社会とより一層の連携のもと、地域の教育活動を推進します。家庭の教育力向上を図るとともに、青少年健全育成のための団体支援や青少年活動の担い手を育成します。また、ジュニアリーダーの育成や、子どもの当事者性を活かした事業を展開します。

●施策

施策内容	
家庭教育を支援します	家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動、家庭教育学級を実施します。
地域とのふれあいを増やします	青少年が、命の大切さや社会のルール、物事の判断基準などを身につけられるよう各種ボランティア活動などを行う機会を提供します。青少年に対して、様々な体験の場を提供します。
青少年の健全育成に取り組みます	青少年育成計画を策定し、社会全体での青少年育成を総合的・計画的に推進します。この中で、青少年を取り巻く有害環境対策に取り組むほか、地域の中で、青少年の健全育成に向けて活動している各地区住民会議、青少年相談員、子ども会などの地域活動を支援します。

【学校環境】

基本施策5

教育環境の整備を行います

●現状と課題

学校施設の耐震化

子どもたちが学校で確かな学力を身につけるためには、学校が安全・安心な場所であればなりません。老朽化した学校施設を、耐震診断に基づき、計画的に耐震補強及び改築・改造をする必要があります。大規模改修は計画的に進められるべき性質のものですが、耐震補強工事に要する経費の増大など、緊急性のある工事を優先せざるを得ない状況の中で、改修や改善のための投資が後回しとなり、十分な施設整備や改修に対応できない状況となっています。

教育環境の整備

教育に必要な教材備品を計画的に購入し、学校の教育環境の整備を図る必要があります。

●基本方針

子どもたちが一日の多くの時間を過ごす学校の安全・安心な環境を確保するために、学校施設の改修・改造を行います。

また、教材備品の一括購入や学齢簿システムの導入など、学校の教材備品の整備及び管理を行います。

●施策

施策内容	
学校の施設を整備します	学校施設は子供たちが長時間生活する場所であり、また、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たす重要な施設です。これらの機能を確保するため、国の補助制度を活用しながら、耐震化をはじめとする整備・改修事業を推進します。
学校の教育環境を整備します	学校の教育環境を整えるため、小・中学校における教材備品の購入による整備及び管理を行います。

【学力向上】

基本施策6

確かな学力が向上するまちにします

●現状と課題

授業改善

これからの変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、社会を生きるための基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び、自ら考え主体的に判断し、行動できるなどの力です。また、命を大切にし、社会のルールを重んじ他人を思いやるなどの心や人とのコミュニケーションを図る能力なども重要な課題です。そのために、学校では、子どもたちに「生きる力」をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力、判断力、表現力などの力をはぐくむ教育を推進するための授業改善に取り組まなければなりません。

就学援助

経済的な影響を受けて、就学が困難な児童・生徒の学習環境を確保するため、教育費負担の軽減が必要と考えます。

●基本方針

児童・生徒の学力の向上は学校教育の目的の根幹であり、特色ある佐倉の教育を実現します。

学習状況調査や独自の社会科副読本の発行など、佐倉市独自の教育施策により、学力向上を目指します。また、教職員研修や研究モデル校の指定などにより教職員の資質を向上します。さらに、指導方法改善事業を実施し、学校支援補助教員の配置や英語指導助手の派遣により、高度な授業の質を確保します。

●施策

施策内容	
確かな学力を定着させます	児童・生徒の確かな学力向上を目指すには、教育課題の分析や対処を適切に行う必要があります。平成15年に設置した「佐倉市教育センター」を中心として、教育課題について調査・研究し、指導に反映させていきます。
学習意欲を向上させます	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒を支援するため、就学援助や奨学金制度により経済的負担の軽減を図ります。
指導の質を確保します	きめ細かな指導教員を配置し、小学校で1学級30名以上の学級を対象に少人数指導を実施し、よりきめ細かな指導により基礎学力の定着や強化を図ります。
教職員の資質を向上させます	子どもたちが学習意欲を持って確かな学力を身につけるには、指導にあたる教職員の資質向上が求められます。教職員の意識や指導力を高めるための研修などの事業を実施します。

【心の教育】

基本施策7

心の教育が充実したまちにします

●現状と課題

道徳教育の充実

子どもたちを取り巻く環境は情報に溢れ、社会問題化する事件も多発しています。子どもたちの健全育成には、生命の尊さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識や公共心を体験的に学ぶことが重要です。これには、学校のみならず家庭や地域の関わりが重要であり、社会全体で推進していくことが求められます。学校では、道徳の時間のみならず、教育活動全体で道徳教育の充実を図るとともに、家庭や地域社会と連携して指導する必要があります。

学校図書の実践

子どもたちが学校で確かな学力を身につけるため、学校の図書館図書を活用し、読書の時間を設け読書活動を行っています。図書充足率は各校平均 85%以上を上回っていますが、今後新たな図書購入にあたっては、既存図書の劣化などを考慮し、計画的に進めていく必要があります。

●基本方針

道徳副読本の作成や読書活動の推進、社会人活用やキャリア教育などの指導プログラムを実施し、児童・生徒の心の居場所となる学校づくりを推進します。また、芸術・文化施設において、学校教育支援プログラムにより、豊かな人間関係づくりを目的とした学習支援をします。

また、学校教育相談の対象を児童・生徒から保護者まで広げ、一人ひとりのニーズにあった教育相談をより一層充実させます。

●施策

施策内容	
心を育てる学習を充実します	子どもたちが豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めることができるよう、道徳教育を推進し、児童生徒の多様な体験活動の充実を図ります。
ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します	子どもたちの心の悩みなどさまざまな相談に対応するため、一人ひとりの子どもたちの心にそった指導相談ができる体制を整備します。また、障害をもつ子どもたちの特性に合わせ、その子どもに最も相応しい学習環境を提供します。また、障害をもった子どもたちに適切な学ぶ機会を保障するため、心身障害児就学指導委員会を開催し、適切な就学指導の実現を図ります。
読書を推進します	子どもの読書活動の重要性に鑑み、全ての小・中学校で読書の時間を設け、さらに子どもたちの読書活動を推進します。
芸術・文化学習を支援します	音楽講座・教室など様々な企画を提供することにより、芸術・文化学習の機会を提供します。

【地域のなかの学校】

基本施策8

地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします

●現状と課題

学校・家庭・地域の連携協力による学校づくり

子どもを育てる上で生じる課題は多種多様です。子どもの成長を支援する取り組みについては、地域と学校との連携協力が重要ですが、現状では、両者の交流範囲は限られており、その参加者も多くありません。また、地域住民の意向を学校運営に取り入れるための施策を行っていますが、参加者が限られており、地域住民に十分に浸透しているとはいえません。

学校運営の質に対する保護者や地域の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たし、学校の状況に関する共通理解を持つ必要があります。それをふまえて、地域人材の活用や行事などへの参加、安全パトロールへの参加などの活動を行うことにより、相互の連携協力の促進がさらに図られることが期待されます。

学校の体制づくり

学校の安全対策については、保護者や地域との協力を得ながら取り組んでいるところですが、今後は、より実効性のある取り組みを継続的に進めることにより、安全・安心な学校体制づくりをめざしていく必要があります。

幼稚園就園支援

保護者への育児支援や就労形態の多様化により預かり保育のニーズが高まっています。幼児教育の向上を図るとともに、幼稚園通園児を持つ保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。

●基本方針

地域に開かれた学校づくりを目指し、学校に関する情報提供や学校評議員制度の充実を図り、多角的な視点を取りいれて学校を運営します。また、巡回警備やアイアイプロジェクトを実施し、学校・通学における防犯活動を推進します。さらに、市立幼稚園の預かり保育を拡大するとともに、私立幼稚園園児に対する就園を補助します。

●施策

施策内容	
学校・家庭・地域が連携します	地域住民が学校に来校できる機会を増やし、地域と学校との交流を推進します。学校と地域が連携し、よりよい教育環境を築くために、意見交換や情報提供を積極的に行います。さらに、子どもたちの学校・通学時における安全を確保するため、巡回警備を行います。
幼稚園児の就園を支援します	幼児教育の充実と、保護者の育児・就労における支援を図ります。

【健康教育】

基本施策⑨

健康教育を推進するまちにします

●現状と課題

体力の向上

これからの社会を生きる子どもたちには、「たくましく生きるための健康や体力」が必要です。正課体育の充実や体育的行事を通し、児童・生徒の体力の向上を図ります。

新たな健康課題・食育

心の健康、薬物乱用、各種感染症、生活習慣病、アレルギー疾患、いわゆる「シックハウス症候群」などの問題が健康課題として指摘されており、学校における健康教育のさらなる充実を図る必要があります。

また、栄養摂取の偏りや食事のあり方などに起因する、肥満など生活習慣病の増加及び若年化など、食に起因する新たな子どもたちの健康課題が増加しています。

●基本方針

食育を中心とした健康教育をより一層推進していきます。小・中学校での食に関する指導を推進し、安全・安心な学校給食を実施するための施設・設備の改修や管理をします。子どもたちの体力向上に向けて体育指導を充実するとともに、児童、生徒、園児の健康診断および環境衛生検査を適正に実施し、生活習慣病予防検診や個別指導を行います。

●施策

施策内容	
学校給食を活かした食育を推進します	学校給食を通して「食」に関する指導の充実を図り、子どもたちが正しい食習慣や知識を身につけることができるよう、家庭・地域と連携をはかりながら食育を推進します。
児童生徒の健康教育を推進します	学校における健康教育の一層の充実が求められているなか、児童・生徒の健康を保持・増進するための制度の適正な運用を図るとともに、快適な学習環境を維持します。
体力向上を推進します	多くの部門で低下傾向にある子どもの体力増強のための教育や各種事業に取り組みます。また、子どもたちの体力向上のための大会を実施します。

【スポーツ】

基本施策10

スポーツが日常化したまちにします

●現状と課題

スポーツ人口の増加

成人市民が定期的にスポーツをする割合が低い状況にあります。健康づくりの観点からも関心を高め、「週一回以上スポーツをする成人の割合 50 パーセント（スポーツ振興基本計画の目標値）」を早期に達成する必要があります。

スポーツに親しめる機会の提供

スポーツをしたいという気持ちはあっても、なかなか時間が見つからない、また、そういった機会もない市民への支援を行っていく必要があります。また、生涯スポーツという観点から、スポーツをするだけでなく、観る、応援するなどの楽しみ方も普及していく必要があります。

安全で快適、利用しやすいスポーツ施設の提供

スポーツ施設や学校開放事業としての校庭・体育館・プールを広く提供することで、生涯スポーツが振興します。また、いつでも、どこからでも、スポーツ施設の予約が容易にできるインターネットを活用した予約システムの導入が求められています。

●基本方針

スポーツ振興基本計画に基づき、日常的に地域の中でスポーツや身近に楽しめる運動などを通して、心と体の健康づくりを一層進めていきます。

今後、多様化する市民のスポーツニーズへの対応を充実し、市民体育大会や佐倉朝日健康マラソン大会などのイベントや、各種スポーツ教室を実施します。また、スポーツ施設・設備の修繕・改修を行い、適切に管理・運営することで、利便性を促進します。

●施策

施策内容	
生涯スポーツのサポート環境を充実させます	健康・体力づくりにつながる生涯スポーツの普及や競技力向上への支援に努めます。
スポーツに親しむ機会を提供します	スポーツに対する市民のニーズを把握し、参加する・観る・応援するといった機会を提供します。
安全で快適なスポーツ施設を提供します	市民が安心してスポーツに励み、楽しめるスポーツ施設などを提供します。また、市民がスポーツ施設を予約したいときに、いつでも、どこからでも容易に予約できる方法を調査・研究し、導入を進めます。

Ⅳ
「明日へつながるまちづくり」
～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

●第4章体系図

1. 力強い農業ができるまちにします
【農業】
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします
【農村環境】
3. 商店街が元気なまちにします
【商店街】
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします
【企業活動】
5. 企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します
【新たな産業】
6. 雇用が安定したまちにします
【雇用】
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします
【観光】
8. 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします
【歴史・文化】
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします
【芸術・文化】

【農業】

基本施策1

力強い農業ができるまちにします。

●現状と課題

農業の持続的な発展

農業従事者の減少、高齢化、農業生産額や農業所得の減少、農地面積の減少、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。農業の持続的な発展には、農地、水、担い手などの生産要素の確保と望ましい農業構造の確立、自然循環機能の維持増進などが必要です。

消費者ニーズへの対応

ライフスタイルの多様化と食の安全に対する意識の高揚により、消費者のさまざまなニーズに応えることができる農業への転換を図り、農畜産物の販売力を高める必要があります。そのため、農産物の安全性の確保、地域ブランドの確立、高付加価値型農業の推進などの取り組みが課題となっています。

●基本方針

担い手の育成を図るとともに、耕作放棄地解消に向けた取り組みや農業生産環境の保全活動を支援し、併せて農用地の利用集積や農業用水等の「生産基盤の整備」を図ります。

また、食育計画を達成するための実践として、より一層「地産地消」の推進に努め、付加価値の高い商品開発に取り組み、消費者の多様なニーズに的確に応えることができる農業をめざします。

●施策

施策内容	
力強い農業ができる生産体制にします	後継者育成や新規就農者の受け入れ環境を整え、担い手の確保・育成に努めます。また、生産性の向上を図るため、農地の改良や用排水路、用排水施設の維持管理や農用地の利用集積など生産基盤整備を図ります。
地域農畜産物の消費拡大を推進します	地域でできたものを地域で消費する「地産地消」は、食の安心・安全や佐倉の農業発展の面からも大事な取り組みです。また、付加価値の高い商品の開発に取り組みブランド化の推進を図ります。

【農村環境】

基本施策2

魅力あふれる農村環境のあるまちにします

●現状と課題

自然環境の保全

農業は、林業と農山村地域の中で密接なかかわりを持っており、食料生産だけでなく、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などに貢献しています。また、近年、林業の経営悪化により、森林の荒廃が危惧されているため、森林の保全も求められています。環境問題に対する関心が高まる中、農業生産全体のあり方も環境保全の重視に転換し、地域環境の保全に努める必要があります。

都市と農村の交流促進

都市化の進展に伴い、畑や水田が身近になくなったことから、農業者の苦労を身近に感じる事ができず、食物・農業者への感謝の気持ちを感じる事が少なくなっています。一方、都市住民の価値観の変化や余暇時間などの増大に伴い、帰農や農業体験、グリーンツーリズム（農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）などへの関心は高まっている状況にあります。

●基本方針

環境にやさしい農業を推進するとともに、森林整備事業を支援します。また、市民農園の管理運営を行い、農業体験を通じて市民に農業への理解を深める機会を創出します。

●施策

施策内容	
豊かな農村と森林のあるまににします	環境保全型農業と農業用廃プラスチックの適正処理に取り組む農業者への支援を行い、環境と調和のとれた持続的な農業生産・営農環境の確保を図ります。また、市民の森の維持管理や森林の下刈、間伐などの森林整備事業を行い、森林の保全を支援します。
都市と農村の交流を促進します	都市住民が、自然とふれあいながらレクリエーションとして農業を楽しむ場を求める意識が高まっていることから、健康増進や心身のリラックスに役立つ農業体験ができる機会を提供します。

【商店街】

基本施策3

商店街が元気なまちにします

●現状と課題

個店の経営状況の悪化

本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。

商店街機能の衰退

個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

●基本方針

産業振興ビジョンに基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。

また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。

●施策

施策内容	
魅力ある商業地を形成します	市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。

【企業活動】

基本施策4

さまざまな企業の活動が盛んなまちにします

●現状と課題

企業の連携による経済の総合的な発展

総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。

中小企業の経営支援

中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。

また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。

●基本方針

商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。

また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります。

●施策

施策内容	
企業の連携による地域経済の振興を図ります	経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。
中小企業の経営安定を図ります	地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

【新たな産業】

基本施策5

企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します

●現状と課題

企業誘致のための環境整備が不十分

不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。

一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。

事務所数の減少、起業の重負担

事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。

●基本方針

企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います。

また、新しい事業の起業家に対して技術的かつ経済的な支援を行います。

●施策

施策内容	
企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	市内への企業進出を積極的に支援するため、企業誘致助成の拡充や、市庁内の誘致体制整備を推進します。また、市内既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援を行います。
起業を促進します	地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、新しい事業の起業家に対して技術的、経済的支援を行います。

【雇用】

基本施策6

雇用が安定したまちにします

●現状と課題

不安定な雇用環境

離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。

●基本方針

国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

●施策

施策内容	
就業の促進、雇用の安定を図ります	雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。

【観光】

基本施策7

住んでよし、訪れてよしのまちにします

●現状と課題

城下町としてのイメージ強化

本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。

城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけでなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。

ふるさと広場周辺の交通渋滞

本市の代表的な観光拠点の1つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。

街並みの不統一感

佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。

観光施設やイベントの積極的なPR

テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的にPRする必要があります。

観光施設間の回遊性の向上

本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。

●基本方針

本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。

また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います。

●施策

施策内容	
観光拠点などを充実させます	観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞留時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。
観光行事を充実させます	観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。
人材や団体の育成を支援します	観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施しおもてなしの心を学ぶ機会を提供します。
市のPR及び観光情報の収集・提供を行います	佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。

【歴史・文化】

基本施策8

「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします

●現状と課題

文化財の保存・整備・活用への理解

文化財や文化資産は貴重なものであり、一度失ってしまえば再生できません。保存・整備し、継承するためには市民の理解が必要であり、積極的な活用も伴わなければなりません。しかし、社会状況や所有者の意向などの様々な要因によって保存が困難となる危険性が高いと言えます。国・県・市の指定・登録文化財制度や市独自の登録有形文化財制度・市民文化資産選定制度によって積極的に保存に努め、周知・普及する必要があります。

所有者・管理者の経済的負担

指定・登録文化財の所有者・管理者は、その日常の維持管理を担うだけでなく、想定外の破損などに見舞われ、経済的な負担が増大することがあります。このような事態に現行の補助金制度は対応していません。

観光行政の体制づくり

本市の文化・芸術的資産を活かし、観光行政の伸張を目指す体制を整備する必要があります。

●基本方針

本市には、恵まれた歴史・自然・文化などの教育資源があります。文化財や文化資産の調査・保全・整備を進めるとともに、所有者・管理者への支援を実施します。また、講演会・見学会の実施や研究資料の刊行により、佐倉固有の財産を市民で共有します。さらに、「佐倉・城下町400年記念事業」を実施し、佐倉の歴史・文化に親しむ事業を市内外で盛り上げます。

●施策

施策内容	
歴史・文化を普及します	講演会や見学会などを実施し、文化財保護の意識を啓発します。
歴史文化資産を保全・活用します	市民の財産でもある文化財や文化資産を次代へ継承するため、文化財を適切に管理運営します。
歴史的建造物を保全・整備します	文化財や文化資産を適正に保存し、活用することは未来への継承につながるためにその状況を把握し、所有者・管理者や活動団体と連携して保存活用を図ります。

【芸術・文化】

基本施策9

芸術文化活動の盛んなまちにします

●現状と課題

文化力、時代を拓く視点

平成19年2月に閣議決定された文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）によれば、自然・歴史・伝統に基づく文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人々のコミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力を持っているとしています。そして、文化芸術は、古今東西の様々な人々の営為の上に生まれ、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものであり、短期的な視点のみではその価値を計ることは困難であるため、その活動に対して短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開する必要性が課題として取り上げられています。

文化活動の活性化

文化活動を盛んにするためには、行政が主体的に策を講じるだけでなく、活動している団体や市民自らによる活動を活性化させる必要があります。現在、活動をしている団体や市民を支援していくばかりでなく、様々な機会をとらえて芸術文化に対する関心や理解を高めるための施策を展開し、より一層の市民参加と文化振興を推進します。

●基本方針

市民の芸術文化に対する関心や理解、知識を深めるために、情報誌『風媒花』を発行するとともに、ホームページ、広報などを通じ情報発信を継続し、市民が芸術文化に触れる機会を確保していきます。

市民音楽ホール・美術館では自主文化事業のほか、学校教育との連携による芸術鑑賞事業を実施します。

●施策

施策内容	
芸術・文化を普及します	情報を提供することにより、市民が気軽に芸術活動に参加できるような環境を作ります。
芸術・文化活動への参加を支援します	芸術活動の発表の場を提供し、市民の芸術文化活動の活性化を図ります。
芸術・文化とのふれあいの場を提供します	生活にゆとりや潤いをもたらし、心の豊かさを実感できるよう、多くの芸術文化に触れることのできる機会を提供します。

V
「住環境が整備された住みやすいまちづくり」
～都市基盤整備の充実～

●第5章体系図

1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします
【都市計画】
2. 住環境が良好なまちにします
【住宅】
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします
【道路】
4. 安定した水の供給を行います
【上水道】
5. 生活環境の改善を推進するまちにします
【下水道】
6. 花とみどりのまちにします
【公園】
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします
【公共交通】

【都市計画】

基本施策 1

個性が活きる、住み続けたいまちにします

●現状と課題

社会情勢、地域の実情を把握

本市の土地利用に関する方針を定めた佐倉市都市マスタープランに基づき、計画的にまちづくりを進めていますが、都市計画の基本方針や土地利用のあり方などについては、社会情勢の変化や土地需要を含めた都市形成の実態を的確に把握し、定期的に見直す必要があります。

また、市街化調整区域では和田・弥富地区をはじめとする南部地区において、過疎化・少子高齢化が進み地域コミュニティへの影響が懸念され、活性化をはかることが急務であるなど、地域ごとの実情に応じた取り組みを検討する必要があります。

佐倉の個性が光る景観の保全・創出

市民にとって心の潤いや安らぎを得られるとともに、愛着と誇りがもてるまちにするため、佐倉の特色である歴史、文化、伝統や美しい自然と共生できる景観を保全・創出していく必要があります。

市民協働によるまちづくり

地域の実情に合った魅力的なまちづくりを推進するため、市民が主体となって行う住環境整備のルールづくりを支援していく必要があります。

●基本方針

佐倉市都市マスタープランに基づき、計画的なまちづくりを進めるとともに、人口構成の変化などの社会情勢や地域ごとの課題に対応できるよう、定期的に都市計画の基本方針を見直します。

また、本市の個性や地域ごとの魅力を感じることでできるまちにするため、景観形成を推進するとともに市民主体のまちづくりを支援します。

●施策

施策内容	
計画的で均衡のあるまちづくりに努めます	佐倉市都市マスタープランに基づき、地域の特性を活かし総合的に均衡のとれた都市計画を推進します。
地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます	計画的に市街地の整備・再編を行い、都市機能の効率化を図ります。また、環境や景観に配慮し秩序あるまちづくりを推進します。
景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりに努めます	豊かなみどりや歴史・文化を活かした、佐倉の個性あふれる景観の形成を進めます。
市民によるまちづくりに努めます	景観形成をはじめとした住環境の整備について、住民参加によるルールづくりを推進し、地域にあったきめ細かなまちづくりを図ります。

【住宅】

基本施策2

住環境が良好なまちにします

●現状と課題

良好な住環境

本市の住宅事情や住宅を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、新しい視点に立った政策課題を明らかにし、市民の豊かな住生活の実現に向けた住宅施策を計画的、総合的に推進するための計画を策定する必要があります。

適正な建築行政

市民の生命、健康及び財産保護を図るため、また、安心して安全なまちづくりを進めるために過去のストックされたデータを有効活用し、情報提供を推進することにより適正な建築確認行政の実現を図り、もって違反建築物などの抑止をする必要があります。

都市基盤情報の一元化

都市基盤情報に関係する各課との都市基盤情報を一元化し、情報を発信することにより市民に対する窓口のワンストップ化に努める必要があります。

●基本方針

快適な生活を営む上で住生活の安定、向上が必要です。少子・高齢化などの社会経済状況の変化に対応した住宅の供給、良好な居住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を有する市民の居住の安定の確保が図られることなどが求められています。これらことから民間住宅の建設・改善誘導と市営住宅の有効活用に努めます。

●施策

施策内容	
良好な住環境の整備に努めます	近年の社会経済状況の変化や少子高齢化社会の到来を踏まえ、よい住宅を長く使い続ける長期優良住宅・省エネ住宅の推進や住宅のリフォーム相談など、市民ニーズに即した住宅施策を進めます。また、市営住宅の良好な居住環境を確保するため、長寿命化計画を策定し、適切な施設の維持管理に努めます。
適正な建築行政に努めます	迅速で正確な建築行政に努め、健全なまちづくりに努めます。

【道路】

基本施策3

道路環境が充実した安全で快適なまちにします

●現状と課題

幹線道路、生活道路の整備

生活の利便性や安全性の向上又地域間の交流、経済活動の活性化を図るため、広域的な交通条件を踏まえた体系的な幹線道路網の整備が必要となります。

道路施設の長寿命化対策

安全・安心して利用できる道路を維持するため、計画的な補修、あるいは改修が必要となります。

交通危険箇所の解消

道路の安全性を常に保つため、交通安全施設の設置や老朽化施設の取換・補修が今後も必要となります。

●基本方針

道路は、交通施設として重要な役割を担っているとともに、市街地形成のあり方を決定する最も基幹的な公共施設・公共空間でもあります。市道は、市民の生活道路としての役割が高く、人にやさしい道路の整備に努めます。市道のうち、都市計画道路については、将来を展望した体系的な道路整備を推進し、一般の市道については、改築や維持・補修に努め、安全性や移動円滑化の向上を図ります。

●施策

施策内容	
快適な道路環境に努めます	市内を東西南北に結ぶ都市計画道路の整備を中心に、歩道拡幅や交差点改良などの部分改修も含め、幹線道路及び生活道路の整備を計画的に進めていきます。また、道路や橋梁の適切な維持管理に努めます。
交通危険箇所の解消に努めます	交通量・危険箇所を把握し、カーブミラーや道路照明などの交通安全施設を適切に整備、改修します。

【上水道】

基本施策4

安定した水の供給を行います

●現状と課題

水資源の確保

生活水準の高度化に伴う水消費形態の変化を大きく受ける中で、市民へ水道水の安定供給を行うため、水資源の確保を進める必要があります。

安全で良質な水道水の維持

水道事業は生活用水として常に安全で良質な水道水を供給するため、水質管理に努め、濁り水対策としての配水管洗浄作業を計画的に実施します。

水道施設の耐震化

水道施設は平常時はもとより、地震などの災害時において供給が滞らないよう水道施設の耐震化を進めていきます。

水道事業の安定化

生活するうえで、欠かすことのできない水道水を安全で良質かつ安定して供給するため、適正な需要予測や資金手当ての検討を行い、水道事業経営の安定化を図ります。

●基本方針

上水道は、市民の健康的な生活を維持する重要なライフラインの一つであり、「安全でおいしい水」を安定的に供給することが求められます。このため、水質の管理、水源の確保、濁水・地震など災害に強い施設整備および施設の長寿命化を図り、健全な経営に努めます。

●施策

施策内容	
安全で安定した給水に努めます	水質管理を行い、安全な水を供給します。また、将来にわたって安全な水道水を安定供給するため、水需要の動向に応じた計画的かつ効率的な給水事業が行えるよう、水資源を確保していきます。
災害に強い水道施設の整備に努めます	平常時はもとより、災害などにおいても需要者への影響を最小限にとどめることができるよう、水道施設の耐震化整備を進めます。

【下水道】

基本施策5

生活環境の改善を推進するまちにします

●現状と課題

印旛沼をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止

印旛沼をはじめとする公共用水域の水質汚濁の改善が依然として進まない現状において、生活系排水の適正な処理を行うため、地域に適した施設の整備や適正管理を推進していく必要があります。

機能確保とコスト削減

建設から維持管理の時代へシフトしていく中で、大規模改修も増加していくことが想定されるため、施設の延命化を図りつつ計画的・効率的な改修・補修を進めていく必要があります。

公共下水道事業の安定経営

公共下水道事業の健全化・透明化が求められており、接続率の向上を図り使用料の収入の増や会計制度の見直しに取り組む必要があります。

●基本方針

公共下水道は、快適で衛生的な市民生活を営むための根幹的な施設です。また、河川や印旛沼の水質汚濁を防止し、良好な自然環境を保全していく上で、重要な役割を果たしています。このため、生活系排水については、汚水処理区域の拡大やポンプ場の施設改修および管路の長寿命化対策を計画的に進めます。

また、公共下水道計画区域外や当面整備の見込みのない地域については、合併浄化槽の設置を推進します。

雨水については、排水機能の強化を図るとともに、貯留や浸透対策を進め、集中豪雨などによる浸水被害の軽減に努めます。

●施策

施策内容	
生活系排水の適正処理に努めます	地域に適した生活系排水処理施設の整備の推進および長寿命化、耐震対策に努めます。
雨水排水の処理施設の整備に努めます	雨水排水施設の整備の推進および貯留・浸透施設の整備に努めます。
水洗化の促進と安定経営に努めます	水洗化の啓発、法適会計への移行に努めます。

【公園】

基本施策6

花とみどりのまちにします

●現状と課題

住環境の充実と公園整備

公園・緑地は市民の住環境に密接した公共空間であり、市民相互のつながりを深める交流の場でもあります。安全で快適な住環境を確保するために、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の充実を図り、市民の交流・レクリエーション活動の一助となる場を計画的に整備します。さらに、本市の歴史・自然・文化的な資産を活かしつつ、次世代が郷土に愛着を持つことができる、新しい公園の整備計画を策定し、さまざまな緑の拠点づくりを推進します。

既設都市公園などの適切な維持管理の確立

安心して快適に利用できる公園施設を市民に提供するためには、適切な管理とともに、長期的な視野に基づいた、施設の寿命を長持ちさせるための方策が必要です。本市を取り巻く社会情勢に即しながら、地域の実情を反映した管理・既存施設の改修を行います。

緑化意識の醸成と活動の支援

市民の意識としては、身近なところの緑の管理が不適切で、減少しつつあると感じていることから、市民と協働した緑地の保全及び緑化の推進が必要です。市民自らが自主的に行う緑化意識の醸成と活動の支援作りの体制を確立します。

●基本方針

公園・緑地は、市民の身近にある貴重な緑の公共空間であり、家族や友人と憩う場所として、子どもたちの遊びの空間として、また、災害時には避難場所としての機能を併せ持っています。このようなことから、公園の整備・改修を進めるとともに、花とみどりを育て、維持し、守り継いでいくため、市民と一体となって花とみどりのまちづくりに取り組みます。

●施策

施策内容	
身近な憩いの場の創出に努めます	身近な公共空間としての公園、家族や友人と憩う場所としての公園、スポーツやレクリエーションなどの健康増進やコミュニティ活動の推進を目的とした公園、花や緑・自然を楽しむことができる公園など、市民の利用目的に応じて集うことのできる公園の整備・改修に努めます。
花とみどりのまちを推進します	緑化事業を推進します。また、市民による緑化活動(花と緑)を支援します。

【公共交通】

基本施策7

公共交通機関が利用しやすいまちにします

●現状と課題

地域住民の公共交通機関の確保

交通不便地域の住民に対して公共交通機関による移動手段を確保する必要があります。

公共交通機関の維持

民間バス路線の撤退が危惧されることから、既存路線の維持のための要望や必要な支援を行う必要があります。

鉄道利便性の向上

京成5駅とJR線を中心とした市街地形成をしている本市は、首都圏の通勤エリアであるとともに、千葉市や成田市と隣接し、市民の多くが鉄道利用者であるが、夜間において東京方面からの乗り継ぎが良くないことなどの改善を図る必要があります。

京成線とJR線の連絡強化

京成線とJR線の連絡強化により、鉄道利用者の利便性を向上し、市内に鉄道2線があることのメリットを強化する必要があります。

●基本方針

鉄道・バスなどの公共交通は、本市の交通機能の根幹をなす重要な移動手段です。このため、公共交通の充実を図るため、鉄道については、引き続き利便性の向上を要請して行きます。バスについては、路線網の整備充実を要請するとともに、コミュニティバスなどによる地域交通への対応を図ります。こうした取り組みにより、地域の足としての公共交通を支援します。

●施策

施策内容	
地域にあった交通手段の確保に努めます	公共交通機関が確保されていない交通不便地域に対して民間事業者と連携し、交通手段の確保に努めます。
公共交通機関への要望及び支援に努めます	地域住民の足として必要不可欠なバス路線が確保できるように要望するとともに既存路線の維持などのための支援を行います。また、沿線市町と連携して、鉄道事業者にダイヤ改正や増便などを要望します。

Ⅵ
「ともに生き、支え合うまちづくり」
～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

●第6章体系図

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
【地域コミュニティ】
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
【市民活動】
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします
【人権】
4. 男女がともに参画できるまちにします
【男女平等参画推進】
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします
【平和】
6. 国際化推進のまちにします
【国際化】
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、
自らの意見を市政に反映することができるまちにします
【情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映】
8. 適正な行政運営の確立に努めます
【行政運営】
9. 健全な財政運営を進めます
【財政運営】
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます
【資産管理】
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます
【市民サービス】

【地域コミュニティ】

基本施策1

地域のまちづくり活動が盛んなまちにします

●現状と課題

コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

●基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

●施策

施策内容	
まちづくりに対する市民の関心を高めます	まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。
地域のまちづくり活動の環境を整備します。	自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。
市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います。	市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。
地域コミュニティ活動への支援を行います	地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。
コミュニティの活動拠点を確保します。	各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。

【市民活動】

基本施策2

ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします

●現状と課題

市民の理解と参加促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難となっており、NPO やボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。

自立した活動への支援

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備が必要であるとともに、自立した活動となるための支援策が必要となります。

●基本方針

福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

●施策

施策内容	
市民公益活動に対する市民の関心を高めます	多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。
市民公益活動を促進する環境を整えます	本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

【人権】

基本施策3

お互いの人権を尊重しあうまちにします

●現状と課題

推進体制づくり

人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。

市民の人権意識の高揚

偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。

基本的人権の正しい知識

市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

●基本方針

市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

●施策

施策内容	
人権施策に関する推進体制の充実を図ります	市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。
人権問題について考える機会を提供します	多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。
人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します	基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。

【男女平等参画推進】

基本施策4

男女がともに参画できるまちにします

●現状と課題

男女平等意識の定着

家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。

あらゆる場における男女平等参画の実現

政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。

男女平等参画推進センターの機能の充実

男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設になるようにセンター機能や企画事業の充実を図る必要があります。

DV 対策の推進

DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

●基本方針

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。

また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。

●施策

施策内容	
男女平等についての意識の啓発を図ります	市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。
男女が対等な立場で参画できる環境を整備します	男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備をします
男女平等参画推進センターの機能を充実します	市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります。
DV対策を推進します	DVは、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DVの防止に向け、各種施策を展開します。

【平和】

基本施策5

一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします

●現状と課題

「平和条例」に基づいた事業を継続実施

戦争の悲惨さに学び、平和と非核に向けた取り組みを進める必要がありますが、身近な問題と認識していない市民も多いのが現状です。本市の特色の一つである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していくことで、人権にもつながる市民の平和意識醸成に取り組むことが大切となります。

核兵器なき世界の実現

「核兵器なき世界」を目指した核軍縮の機運が盛り上がりつつあり、被爆国日本にとって核兵器廃絶に向けた好機となっていますが、具体的な行動計画が承認されるまでには至っていない状況です。そのため、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動するよう促すことが大切です。

●基本方針

本市の特色の一つである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していきます。また、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動することができるように啓発事業に努めます。

●施策

施策内容	
市民に恒久平和実現の大切さを啓発します	「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業として、「平和使節団」の被爆地への派遣、「平和祈念講話と映画会」「平和式典」の開催、署名運動への協力など、平和事業を実施するとともに、市民団体による平和活動を支援しながら、市民に恒久平和実現の大切さを啓発します。
恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します	「平和都市宣言」に基づく「核兵器廃絶をめざして」、平和市長会議への加盟など、世界の都市と連携し恒久平和に向けて取り組みます。

【国際化】

基本施策6

国際化推進のまちにします

●現状と課題

多文化共生の地域づくり

国際化の進展に対処し、多文化に寛容な市民生活を営むことのできる共生社会を実現するためには、まず相互理解のための情報共有の確保が課題です。その課題の解決に向けて、国際相互理解教育を中心に偏見や差別の払拭に向けた努力を、弛まず時間をかけ継続して取り組んでいくことが大切です。

また、外国人市民の増加により、医療や教育、防災など生活に密着した問題が顕著化しているなか、外国人市民への行政サービスなどの的確な提供が求められています。

市民との連携による国際化

地域の国際化には、行政だけでなく各種の主体が連携して取り組むことが必要ですが、現状は一部市民の理解に頼っている現状です。主役は市民であることから、市民や市民ボランティア団体などを育成、活性化させるための努力・支援を積極的に行うことが求められています。

また、昭和62年に佐倉日蘭協会が設立され、オランダとの交流を深め、多文化理解を促進するための各種事業を展開してきました。より多くの市民に関心と理解を深めていただくため、継続して諸外国との交流事業などを実施する必要があります。

●基本方針

諸外国の文化・政治・経済などに関する有識者の講演などとともに、地域で起こる実際の課題も踏まえ、市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。

市民や市民ボランティア団体などを育成しながら、活動の活性化や組織を発展させていくための支援に努めます。

●施策

施策内容	
多文化共生の地域づくりを推進します	市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。 外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。
国際理解促進のための事業を支援します	佐倉国際交流基金や佐倉日蘭協会などが行う関連事業の支援を行うことにより、市民レベルでの国際交流や、異文化理解を推進します。

【情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映】

基本施策7

誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします

●現状と課題

情報発信の拡大

人口の減少や高齢化の流れにあって、持続可能な自治体運営を図るためには、まちの魅力を市内外に広くアピールし、「住みたくなる」（＝転入意向）まちづくりを進める必要があります。

引き続き既存の各媒体を通じて情報発信を行っていくとともに、インターネットを中心とする新たな情報発信の手法も活用し、市内外に向けた積極的かつ付加価値（役に立つ、面白い）のある情報発信を行っていく必要があります。

市政情報の提供

市民の市政への参加を推進し、市民主体の公正で開かれた市政を実現していくため、市民が必要とする情報について、個人情報保護に配慮しながら、適時、適切に分かりやすい形で積極的に提供していく必要があります。

統計情報の正確性の確保

市政情報の基礎データとして、各種統計調査の果たす役割は非常に大きいと言えます。しかし、プライバシー意識の高まりや生活様式の多様化などにより、統計調査を取り巻く環境が変化しています。

統計調査の円滑な実施と正確性を確保するため、市民の統計に対する理解を深めてもらうことが必要です。

市民意見の市政への反映

市民の市政への参加を推進し、意見を聞くという方法については確立されはじめていますが、その意見がどのように反映されているのかということをも市民にわかりやすい形で情報提供していく必要があります。

●基本方針

広報媒体の活用と連携により、市内外に向けた情報発信の推進と、市民生活における利便性の向上を図ります。

市政の公正性と透明性を高め、市民との信頼関係の確保を図るとともに、市政への参加を推進するため、行政資料や市政情報の積極的な提供に努めます。

また、市民主体の公正で開かれた市政を推進するため、佐倉市情報公開条例の適切な運用を図るとともに、市が保有する個人情報の適正な取扱い並びに個人の権利利益の保護を規定した佐倉市個人情報保護条例の適切な運用を図ります。

統計は、本市の現状を示し、将来の方向性を見極める基礎として重要な役割を果たしています。統計を多くの人に理解してもらうことにより、正確な統計調査と統計資料の活用を図っていきます。

市政に関する様々な情報を市民と共有することで、たくさんの方から市政に対する意見が寄せられます。これら市民から寄せられる意見を一元化するとともに、どのように市政に反映され、結果がどうなったかということをも市民に分かりやすい形で情報提供するため、広聴機能の強化を図ります。

●施策

施策内容	
情報発信の拡大に努めます	既存の各媒体はもとより、インターネットを中心とする新たな情報発信の手法も活用し、市内外に向けた積極的かつ付加価値（役に立つ、面白い）のある情報発信を推進します。
市政情報の提供に努めます	行政資料や市政情報の積極的な提供及び佐倉市情報公開条例の適切な運用を図ります。併せて、佐倉市個人情報保護制度の適切な運用を図ります。
統計情報の正確性の確保に努めます	統計調査の円滑な実施と正確性を確保するため、市民の統計に対する理解を深める取り組みを推進します。
市民意見の市政への反映に努めます	市民から寄せられる意見を一元化するとともに、どのように反映されて、結果がどうなったのかについて市民の立場から分かりやすくするように、広聴機能の強化を図ります。

【行政運営】

基本施策8

適正な行政運営の確立に努めます

●現状と課題

適正な人事管理

事務事業の統廃合・見直しを行い、効率化を図ることにより職員定数の適正化を進める必要があります。併せて、多様な任用形態について研究していく必要があります。

職員の資質向上

多様化、高度化する行政課題に的確に対応していくためには、職員の能力を向上していく必要があります。

組織体制の充実

成果と効率性を重視した行政運営を展開しつつ、自立した都市として各種の課題に的確に対応していくためには、柔軟性や専門性の高い組織体制を整備していく必要があります。

広域的な対応

都市化の進展や交通・情報通信手段の発展により、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて広がっています。これに伴い環境問題や交通問題、ごみ処理の問題など行政区域を越えた市民ニーズが高まっており、これらの広域的な行政課題への対応が求められています。

スケールメリット

スケールメリットを活かせる事務や施設整備については、効率的な行政運営を行うために市町村間での共同事務を検討する必要があります。また、コストや成果の測定により、一部事務組合の事業の透明性を高めることが求められています。

●基本方針

健全な行財政運営と市民サービスの維持向上のため、職員一人ひとりの能力や技術が最大限に発揮されるよう、効率的で有効性の高い人事管理に努めます。

また、「佐倉市職員に求められる職員像」を実現するため人材育成の基本方針に基づき人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化に取り組んでおりますが、今後もこの取り組みを充実させていきます。

柔軟で効率的な組織・機構を整備し、時代の要請や直面する行政課題に総合的・横断的に対応できる組織体制の整備に努めます。

●施策

施策内容	
適正な定員管理に努めます	効率的で有効性の高い人事管理に努めます。
職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます	人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化への取り組みをさらに充実させていきます。
円滑な事務執行のための組織づくりに努めます	新たな行政課題や市民ニーズに適確に対応するため、柔軟で効率的な組織、機構の整備に努めます。
市庁舎内で障害を持つ人の職業訓練を実施します	市庁舎内に職業訓練の場を作り、障害を持つ人が職業訓練を実施し、就労につながるよう支援します。
広域的な行政を推進します	スケールメリットを活かせる事務や施設整備について、関係市町村の自主性を重んじつつ、相互の連携と効率的な役割分担のもと、共同処理による事務の合理化などをさらに推進していきます。

【財政運営】

基本施策⑨

健全な財政運営を進めます

●現状と課題

経常的経費の削減

義務的経費のうち、人件費及び公債費は計画的に削減してきましたが、扶助費がそれ以上に増加しているため、経常的経費が毎年増加し、財政状況を圧迫しています。

歳入の確保

厳しい財政状況の中で健全な財政運営を進めていくためには、税収の確保に努めることが重要であるとともに、歳入の根幹となる市税が、景気の影響で減少傾向であるため、新たな財源確保が必要となります。

●基本方針

歳入規模に見合った歳出構造となる予算編成を実施するため、経常的な経費を抑制し、政策的な経費は、基本計画との整合を図ります。

税は、市の財政を支える歳入の根幹となるものです。適正な課税客体の把握に努め、市が扱っている税目を一元管理できるシステム（税の総合システム）を構築することで、効率的な賦課に努めます。さらに、納税の重要性について広く啓発を行うとともに、納税の利便性の向上を図り、併せて徴収体制を充実させて収納率の向上を目指します。

また、依然として続く厳しい社会経済状況を背景に、税収の伸びが期待できない現在の状況においては、新しい財源確保に努める必要があります。

●施策

施策内容	
持続可能な財政運営に努めます	より効率的な財政運営を行います。
税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めます	市が扱っている税目を一元管理できるシステムづくりに努めるとともに、納税の重要性について広く啓発活動を行い、納税の利便性の向上を図り、併せて徴収体制を充実させて収納率の向上を目指します。
資産をいかした財源確保に努めます	資産を活用した新しい財源確保などに努めます。

【資産管理】

基本施策 10

次世代に良質な資産を引き継ぎます。

●現状と課題

公共施設保全・利活用方針の策定

急激な社会経済情勢の変化に対応するため、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れた保全・利活用方針を策定し、持続可能な公共施設の整備を推進していく必要があります。

公共施設のあり方に対する市民の関心を高めることの必要性

公共施設に要する費用や利用度などについて、客観的な資料として市民に公開し、改めて考え直すなど公共施設のあり方に対する市民の関心を高めていく必要があります。

公共施設の整備に関する公民の連携

これまでの行政による整備・運営だけではなく、行政、民間、市民の連携による持続可能な公共施設整備のあり方を構築し、実行する仕組みを確立していく必要があります。

●基本方針

施設を経営資源ととらえるファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ることにより、良質な資産として次世代に適切に引き継ぎ、次世代の負担を軽減する取り組みを推進します。

●施策

施策内容	
公共施設利活用・保全方針を策定します	公共施設の利用状況等に関する調査を実施し、公共施設の適正な保全や利活用に向けた公共施設評価の評価手法を検討します。また、公共施設評価に基づく、公共施設の利活用や保全に関する方針を策定します。
公共施設に係る情報を提供します	公共施設に係る費用、利用度や施設状況等の情報を市民に公開し、公共施設の課題についての意識や関心の高揚を図ります。
持続可能な公共施設の整備を推進します	施設の点検、診断等を実施し、保全方針に基づく計画的な保全及び施設の長寿命化を図ります。また、施設の耐震化に向けた改修等を進めます。
公共施設における公民の連携を推進します	公の施設における指定管理者制度の導入について、新たな導入に向けた調査を進めます。また、施設の改修等において、民間の資金やノウハウを活用するE S C O事業等を導入し、公民の連携を進めます。

【市民サービス】

基本施策 1 1

市民サービスの利便性の向上に努めます

●現状と課題

窓口の整備

便利で利用しやすい市役所づくりに向け、総合窓口の整備に努めていく必要があります。

業務システムの刷新

住民基本台帳法の改正に伴い、新制度への的確な対応を図るため、関連業務も含めた総合的なシステムの整備を図る必要があります。また、費用対効果の低下している旧式のシステムも多いことから、より一層の行政コストの削減や行政運営の効率化を推進するために、情報システムの全面的な見直しを行い、情報資産の一元化、共有化を進めていく必要があります。

電子自治体の推進

いつでも、どこからでも行政サービスを、利用できる仕組みを構築していく必要があります。

●基本方針

近年の社会経済構造の変化による新たな行政課題に柔軟に対応していくため、技術革新を続ける情報通信技術を活用した施策を推進し、行政事務の効率化と行政コストの削減に取り組みます。

また、いつでも、どこでも、簡単に行政手続きができるように、組織体制や情報通信技術を活用した業務の見直しを進め、市民サービスの向上を図ります。

●施策

施策内容	
市民が利用しやすい市民サービスの充実に努めます	本庁舎、出張所などの行政の窓口の見直し、市民活動の拠点整備について、市民サービスの向上に向けた取り組みを行います。
有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります	現行レガシーシステムを見直し、新たな総合型住民情報システムを構築します。また、所属ごとに個別に運用している業務システムの統合やシステム運用方法の見直しを行い、利用者の利便性向上や事務処理の効率性向上をめざし、運用コストの削減を図ります。
行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります	情報通信技術を活用した電子自治体の構築をめざし、いつでも、どこでも、簡単に行政手続きができるよう情報通信技術を活用した業務の見直しを進め、行政コストの削減と市民サービスの向上を図ります。